

(平成21年6月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年8月までの期間及び44年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年3月まで

私の両親は、国民年金制度が始まって以来ずっと国民年金保険料を納付しており、農業者年金にも将来のために制度発足時から加入していた。

私は、20歳到達時には、A都道府県内の大学に在学中であったが、両親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も将来の農業後継者ということで在学中から納付してくれていた。結婚する時、母親から納付証明印が押された年金手帳等を手渡されたが、その後、家を新築した際紛失してしまった。市町村には原簿が残っているとのことなのでよく調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年10月から42年8月までの期間及び44年3月から45年3月までの期間については、申立人は、申立人自身の国民年金被保険者資格得喪に係る手続について、すべて両親が行ってくれたと主張しているところ、B市区町村が保管している被保険者名簿から、申立人の国民年金加入手続は、B市区町村において大学在学中に行われたことが確認できることから、申立てどおり、当該手続は申立人の両親が行ったものと推認できる。

また、申立人は、20歳到達時の昭和41年10月に国民年金被保険者資格（強制加入）を取得している上、申立人の国民年金手帳記号番号も、42年3月から同年9月までの間に払い出されたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、いずれも、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

一方、申立期間のうち昭和42年9月から44年2月までの期間については、
i) B市区町村が保管している被保険者名簿の「備考」欄に、「不在発見 昭和42年9月30日」と記載されており、当該時点から、申立人が大学卒業後再びB市区町村に住民登録した44年3月5日までの期間については、国民年金保険料の収納対象者から外れていたと見られること、ii) 申立人は大学在学中に住民登録していたC市区町村において国民年金加入手続を行った記憶は無いとしていることから、当該期間の国民年金保険料は納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、また当時、国民年金保険料の納付をしていた申立人の両親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年8月までの期間及び44年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和44年4月からA高等学校に病欠教員の代理として臨時講師を勤め、45年4月からは、同校B分校に転任し常勤講師となった。

常勤講師となった昭和45年4月以降は、厚生年金保険に加入していたはずだが加入記録が無い。再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C都道府県教育委員会から提出された申立人に係る履歴簿により、申立人が、申立期間について、A高等学校に勤務していたことは確認でき、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できるC都道府県教育委員会又はA高等学校のいずれかにおける厚生年金保険への加入が考えられる。

しかし、C都道府県教育委員会の新規適用年月日は昭和49年4月8日であり、申立期間について厚生年金保険の適用事業所としての届出手続は行われていない。

また、A高等学校の新規適用年月日は昭和44年11月1日であり、申立期間について厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間の前年度（昭和44年度）に、申立人と同様、A高等学校常勤講師であった同僚に厚生年金保険加入記録が確認できない上、当該同僚が所持している同年度分の給料明細表には、厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる記載は無い。

さらに、A高等学校に係る健康保険記号番号順索引簿を見ても、申立人に該当する番号は無く、欠番も無い。

加えて、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月から33年11月まで

私は、昭和32年11月、A社に正社員として1年くらい勤務し、下駄の製造等の仕事をしていました。

同社には、申立期間以前にも勤務し、申立期間と同様、下駄の製造等の仕事をしていましたが、その時の厚生年金保険被保険者記録はあるため、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある期間以降の申立期間においても、当該事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、申立事業所に係る勤務期間について、「1年くらい勤務した。」と供述するのみで、具体的な勤務の始期及び終期に係る記憶は曖昧である。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立期間当時に申立事業所に勤務していた複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶していない従業員もいることから、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことを確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立事業所において昭和25年7月3日から39年6月1日までに資格取得された健保番号の記録によれば、申立人は、29年12月5日資格取得、32年8月20日資格喪失となっており、ほかに申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

加えて、申立事業所は、昭和53年9月に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚（8名）から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年から35年までの期間のうちの7、8か月
私は、昭和33年から35年までの期間のうちの7、8か月間について、A社に勤務していた。当該期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の同僚の供述から、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立事業所における勤務期間に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員(5名)から事情を聴取しても、具体的な勤務の始期及び終期を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間の前後に資格取得した複数の被保険者について、資格取得日を数か月遡及して訂正処理された履歴が確認できることから、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立事業所において昭和32年5月4日から37年5月30日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。